

「城下町きつき地域通訳案内士」申請等提出書類一覧表

申請区分	新規登録	変更の届出	再交付		備考
			(亡失)	(著しく損じた)	
① 登録申請書 (第十一号様式)	○				注1
② 登録事項変更届出書 (第十三号様式)		○			
③ 登録証再交付申請書 (第十四号様式)			○	○	
④ 健康診断	○				日本国の医師による診断によるもの
⑤ 修了証書の写し			○	○	
⑥ 履歴書	○				市販の用紙。写真不要。 注2
⑦ 写真(2枚)	○	○	○	○	最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm×横2.5cm、台紙を付けないもの。裏面に氏名記入。
⑧ 印鑑	○				認印可、シチハタ不可
⑨ 城下町きつき地域通訳案内士登録証		○		○	
⑩ 当該変更が行われたことを証する書面		○			住民票、戸籍抄本、健康保険証など
⑪ 代理とする権限を付与したことを証する書面	○				
⑫ 代理人が法人の場合は、定又は寄付行為及び登記事項証明書	○				
⑬ 代理人の契約書	○				

登録を受けようとする者が日本国外に居住している(非居住者)場合に限る

注1 新規登録申請は登録を受けようとする者本人が杵築市商工観光課の窓口で行うこと。  
 注2 次の欠格事由に該当していないことを確認後、履歴書の賞罰欄に欠格事項に該当していない旨を記載すること。  
 [例:「通訳案内士法第五十六条の欠格事由には該当しません。」]

通訳案内士法  
(欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。  
 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの  
 二 第二十五条(次条において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者  
 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。

注3 非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付すること。  
 注4 郵送による登録証の受け取りを希望する者は、返信用封筒(定型郵便物に該当するもの)に宛先を記入し、392円分(簡易書留)の切手を貼り付け、提出書類に添付すること。  
 注5 住民票等の提出が必要な場合があること。

《申請・問合せ先》 杵築市商工観光課 観光係  
 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL(0978) 62-1808 Fax(0978)63-3833